

京都西山短期大学関連情報 [令和4年度 教職課程]

教職課程 情報公表（教育職員免許法施行規則第22条の6関係）

教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく公表すべき教員の養成の状況は、次のとおりです。

京都西山短期大学では、仏教保育専攻において教員免許状を取得することが可能です。仏教保育専攻において取得することが可能な免許種は次のとおりです。

学科・専攻	免許状の種類
仏教学科 仏教保育専攻	幼稚園教諭二種

1. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること(第1号関係)

(1) 教員養成の目標

仏教保育専攻では、子どもは人格を持った存在であることに留意し、子どもの成長発達を援助するための専門的な知識とスキルを持った幼稚園教諭の養成を目的としている。さらに子どもの育ちをめぐる環境の変化が著しい現代社会において、時代の要請に応えるべく社会と共生し、新たな教育的課題に取り組むため、3つの指針にもとづいて教員養成をおこなっている。

- ① 生命尊重の教育
- ② 社会に積極的にかかわることで自己実現をめざす教育
- ③ 多元的価値観に基づく教育

具体的には、「教育基本法」第1条に示す「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民を育成」を基調にして、「学校教育法」第3章、第23条にいう、「3、身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと」ことを目的とする。また、「教育基本法」第2章に教育の目標として「4、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に気をする態度を養うこと。」と示されている。

教員養成の現場において、このような目標に基づき、さまざまな幼児教育における問題解決能力を有し、地域の幼児教育における要請にこたえうる中核的な教員として、その役割を担い得る幼稚園教諭の育成を目標としている。

(2) 目標達成のための教育計画

これからはAIと共生する時代です。どんなにAI共生社会になったとしても、子どもを育てたり保護者を支援したりするのは、生きた人間にしかできません。保育の仕事は、心と心が触れ合う中で行う人間的な行為です。

幼児教育・保育の専門家として、次のような役割や能力が育成できるようにカリキュラムを組み立てている。

- ・自然の大切さ、命の尊さを学び子どもたちに伝えることが出来る。
- ・子どもを取り巻く環境や問題を理解し、社会に貢献できるよう自らの課題を見つけ取り組むことが出来る。
- ・「子どもあそび学」子どもを取り巻く「あそび」に焦点をあてた授業で、子どもの心に戻って、子どもの心を理解し、子どもの心の育ちを大切に考える保育が出来る。

2. 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関する事（第2号関係）

(1) 組織

【京都西山短期大学 教学委員会】			
委員長	山田洋巳	教授（教学部長、学科長）	委員 南川聡美 講師
委員	伊藤真昭	教授	委員 脇田修司 事務局長
委員	梅田真樹	准教授	委員 森岡裕次 企画室室長
委員	川本真佐美	准教授	書記 本庄真理 教学課主任
委員	小野功一郎	准教授	書記 中川 祝 教学課課員

(2) 教員の数（専任教員のみ）

「領域に関する専門的事項」	「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
3人	3名

(3) 各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目（仏教保育専攻専任教員のみ）

教員名	学位	専門分野	担当科目
高橋 司 特任教授	修士(社会学)	保育、児童文化	子どもと生活、保育内容・表現、教職論、保育内容・言葉、保育原理、保育・教職実践演習(幼)、総合演習、基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ
島袋 章 教授	修士(芸術)	音楽学	音楽Ⅰ・Ⅱ、保育内容・表現、音楽Ⅲ(幼児音楽)、音楽Ⅳ(音楽表現)、基礎音楽、児童文化
伊藤 華野 准教授	修士(教育学)	教育心理	幼児教育方法論、子ども家庭支援の心理学、保育内容総論、保育・教職実践演習、教育課程総論、総合演習、基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ
梅田 真樹 准教授	博士(理学)	自然科学一般 地球生命科学	保育内容・環境、文章表現法Ⅱ、総合演習、基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ
松岡 哲雄 講師	修士(学校教育学)	発達、保育学、学校教育	ヘルスアップスポーツⅠ・Ⅱ、子どもと健康Ⅰ、小児体育Ⅱ、基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ、保育・教職実践演習、総合演習
南川 聡美 講師	修士(学校教育学)	特別支援教育 障害児教育	保育実習指導Ⅱ又はⅢ、保育内容・人間関係、保育実習指導Ⅰ、保育・教職実践演習、総合演習、特別な支援を要する子どもの理解と支援Ⅱ、子育て支援、総合演習、保育実習Ⅰ、教育実習、教育実習指導、文章表現法Ⅰ、基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ

3. 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する こと（第3号関係）

(1) 教員の養成に係る授業科目【ホームページで公表の2022年度学生便覧P19～P28を参照】

(2) シラバス【ホームページで公表の2022年度シラバスを検索して参照】

4. 卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること（第4号関係）

免許種/年度	令和4年度
幼二種免	28

5. 卒業生の教員への就職の状況に関すること（第5号関係）

学科/年度	令和4年度
仏教保育専攻	21

6. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること（第6号関係）

(1) 教職課程履修カルテの活用

教職履修カルテにより、年2回学生面談を行い、学生に振り返りを促している。学期の節目に学生との面談を通して学生に自己評価させることにより、各自の課題を明確にするようにしている。

(1) シラバスの充実

「到達目標」にはより明確な学生像、「授業計画」には回数ごとの予習・復習記載、「成績評価の方法・割合」には具体的な記載を、シラバス作成マニュアルに基づき徹底することで、学生の学習意欲向上に努めている。

(2) DPと授業科目の関連性の明示

仏教保育専攻の学習成果は、ディプロマ・ポリシーにおいて示しており、授業科目と卒業認定・学位授与の方針の関連はシラバスに示している。

(3) カリキュラム・ツリーの作成

学生に身につけさせる知識・能力と授業科目との対応関係を示し、体系的な履修を促すカリキュラム・ツリーを作成している。

(4) GPAの活用

GPA制度により、教員は年度ごとに算出したGPAを専攻内で確認し、学生の学修意欲を把握している。GPAの分布は年度ごとに作成し、専攻全体が適正に成績評価を実施できているのか確認している。

(5) 授業評価アンケートの実施

教職課程にかかる全授業科目に対して、学生による授業評価アンケートを実施している。そのアンケート結果を担当教員が分析・評価を行い、学習内容の充実および学習環境の向上・改善に努めている。また、各教員からコメントシートの提出を求めており、その内容を専攻会議において確認し、必要があれば学科長から改善等を依頼している。

(6) 地域と連携した教育

地域の児童が参加する祭りや保育所・幼稚園でのボランティア活動など、学生と地域の子どもたちが関わる機会を創り出している。